

諮問日：令和3年11月12日（令和3年度（情）諮問第31号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（情）答申第49号）

件名：東京地方裁判所における特定の事件の処理に関連して裁判所職員がインターネットでアクセスしたウェブサイトのアクセス履歴の不開示判断（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

東京地方裁判所の特定の部に係属している特定の事件の文書送付嘱託に関連して、裁判所職員がインターネットでアクセスしたウェブサイトのアクセス履歴（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和3年9月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

東京地方裁判所に係属している特定の事件の文書送付嘱託に当たって、嘱託先の住所等をインターネットで確認している旨の説明が、当該事件の担当書記官（以下「本件書記官」という。）からあった。このため、インターネットでアクセスした職員のパソコン及び裁判所のサーバには、アクセスしたウェブサイトのデータが存在していた。そして、電磁的記録も開示対象であることから、文書を取得していないということはない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、原判断庁に係属している特定の事件の文書送付嘱託に当たって、本件書記官から嘱託先住所等をインターネットで確認しているとの説明があったことからすれば、当該事件の文書送付嘱託に関連して裁判所職員がインターネットでアクセスしたウェブサイトのアクセス履歴を作成又は取得していないはずがない旨を主張する。

この点、開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされている（取扱要綱記第1）。

本件書記官の所属部署には、業務上必要なウェブサイトの閲覧、検索等に使用するインターネット閲覧専用パソコンが整備されており、当該パソコンのウェブブラウザにはインターネットの閲覧履歴（以下「本件閲覧履歴」という。）が保存されるが、本件閲覧履歴は、ウェブブラウザの機能によって自動的に作成、保存及び消去されるにすぎず、自動保存されるにとどまる限りにおいては、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているとは認められず、開示手続の対象となる司法行政文書に該当しない。

なお、原判断庁において司法行政事務に関して本件閲覧履歴を取得した事実は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年11月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認したところ、本件書記官の所属部署には、業務上必要なウェブサイトの閲覧、検索等に使用するインターネット閲覧専用パソコンが整備されており、当該パソコンのウェブブラウザには本件閲覧履歴が保存されるが、本件閲覧履歴は、ウェブブラウザの機能によって自動的に作成、保存及び消去されるものであること、東京地方裁判所において司法行政事務に関して本件閲覧履歴を取得した事実は存在しなかったことが認められる。

開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされている（取扱要綱記第1）ことを踏まえれば、本件閲覧履歴がウェブブラウザの機能によって自動保存されるにとどまる限りにおいては、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているとは認められず、開示手続の対象となる司法行政文書に該当するとはいえないとともに、東京地方裁判所において司法行政事務に関して本件閲覧履歴を取得した事実は存在しなかったことが認められるから、東京地方裁判所において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子